第2回 仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時:平成28年8月23日(火)15:00~

場所:高知城ホール 4階 ホール

議事次第

- 1.挨拶
- 2.議事
 - (1)規約改正について
 - (2)水害時の対応に係る啓発ビデオの紹介について
 - (3)幹事会の報告について
 - (4)「仁淀川の減災に係る取組方針(案)」について
 - (5)今後のスケジュール(案)について
- 3. その他

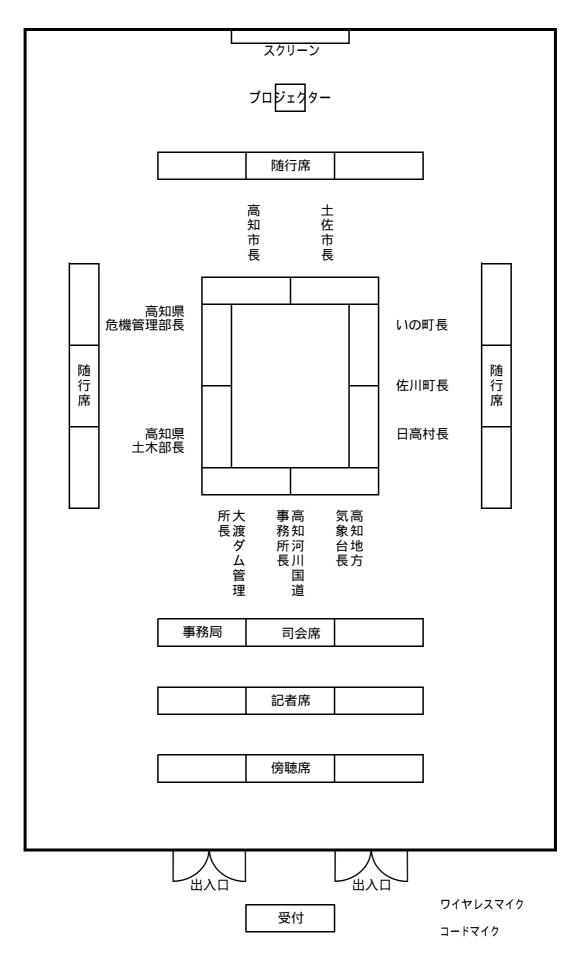
第2回 仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時: 平成28年8月23日(火) 15:00~ 場所: 高知城ホール 4階 ホール

司会:高知河川国道事務所 副所長

所属·役職	氏名	備考
高知市長	岡﨑 誠也	代理出席 防災対策部長 門吉 直人
土佐市長	板原 啓文	
いの町長	塩田 始	
佐川町長	堀見 和道	
日高村長	戸梶 眞幸	
高知県危機管理部長	酒井 浩一	代理出席 危機管理部副部長 堀田 幸雄
高知県土木部長	福田 敬大	
高知地方気象台長	荒谷 博	
高知河川国道事務所長	新宅 幸夫	
大渡ダム管理所長	森長 稔	

第2回 仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会



仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、仁淀川における堤防の決壊や越水等に伴う 浸水被害に備え、河川管理者、県、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、 ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、仁淀川において氾 濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再 構築することを目的とする。

(組織の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は 連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現する ために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人 情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しな いものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、四国地方整備局高知河川国道事務所調査課で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項 については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 6月 2日から施行する。 本規約は、平成28年 8月23日に改正する。

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所長

四国地方整備局 大渡ダム管理所長

気象庁 高知地方気象台長

高知県 土木部長

高知県 危機管理部長

高知市長

土佐市長

いの町長

佐川町長

日高村長

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長

四国地方整備局 大渡ダム管理所長

気象庁 高知地方気象台 防災管理官

高知県 河川課 課長補佐

高知県 危機管理・防災課 課長補佐

高知県 高知土木事務所 次長(技術総括) 河川管理課長

高知県 中央西土木事務所 技術次長 河港建設課長

高知市 防災政策課長

土佐市 防災対策課長

いの町 総務課長

佐川町 総務課 危機管理対策室長

日高村 建設課長

水害時の対応に係る啓発ビデオの紹介

災害時に遭遇する状況を再現し、水害が発生した際、リーダーがなすべきこと、河川の水位上昇に併せて市町村がとるべき行動を分かりやす〈紹介し、災害対応の教訓として頂〈ことを目的に作成されたビデオです。

- 1部:水害発生。その時、リーダーがなすべきこととは。
- 2部:災害時の情報とチェック項目
- 3部:防災情報に関するアプリケーション等
- ダイジェスト版(ダイジェスト版の主な構成)
- ・災害時に遭遇する状況(ドラマ形式で再現)
- ・河川の水位上昇に併せて市町村がとるべき行動(チェックリストの紹介)
- ・災害対応の教訓(過去に激甚な災害を経験した三条市長、見附市長、豊岡市長のコメント等を紹

国土交通省本省のウェブサイト

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/suigai video/index.html



幹事会の報告について

第1回 幹事会 平成28年6月28日(火)

- (1)今後の進め方について
- (2)現状の水害リスク情報や取組状況の共有に関するとりまとめ について
- (3)目標達成のための概ね5年で実施する取組について
- (4)その他

第2回 幹事会 平成28年7月25日(月)

- (1)第2回協議会資料(案)について
- (2)依頼事項について
- (3)その他

参加者は、次頁のとおり

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

第1回幹事会 出席者名簿

日時: 平成28年6月28日 13:30~

場所:高知河川国道事務所 4階会議室 司会:高知河川国道事務所 調査課長

所属·役職	氏名	備考
高知市 防災政策課長	松生 栄司	
土佐市 防災対策課長	山本 文昭	代理出席 防災対策課 ハード対策班長 中村 幸博
いの町 総務課長	山﨑 豊久	
佐川町 総務課 危機管理対策室長	藤本 雅徳	代理出席 産業建設課 課長補佐 田村 正和
日高村 建設課長	大川内 慎治	
高知県 危機管理·防災課 課長補佐	大﨑 弘明	
高知県 河川課 課長補佐	谷脇 久志	
高知県 高知土木事務所 次長(技術統括)	山本 寿幸	欠席
高知県 高知土木事務所 河川管理課長	寺村 恭一	
高知県 中央西土木事務所 技術次長	坂田 仁八	
高知県中央西土木事務所 河港建設課長	吉永 昌弘	
気象庁 高知地方気象台 防災管理官	川上 幸則	
四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長	清水 宰	
四国地方整備局 大渡ダム管理所長	森長 稔	代理出席 管理第一係長 上田 健司

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

第2回幹事会 出席者名簿

日時:平成28年7月25日(月) 14:00~ 場所:高知河川国道事務所 4階会議室 司会:高知河川国道事務所 調査課長

所属·役職	氏名	備考
高知市 防災政策課長	松生 栄司	
土佐市 防災対策課長	山本 文昭	
いの町 総務課長	山﨑 豊久	
佐川町 総務課 危機管理対策室長	藤本 雅徳	
日高村 建設課長	大川内 慎治	
高知県 危機管理·防災課 課長補佐	大﨑 弘明	
高知県 河川課 課長補佐	谷脇 久志	
高知県 高知土木事務所 次長(技術統括)	山本 寿幸	欠席
高知県 高知土木事務所 河川管理課長	寺村 恭一	
高知県 中央西土木事務所 技術次長	坂田 仁八	
高知県中央西土木事務所 河港建設課長	吉永 昌弘	
気象庁 高知地方気象台 防災管理官	川上 幸則	
四国地方整備局 大渡ダム管理所長	森長 稔	
四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長	清水 宰	